

## 公立大学法人福知山公立大学厚生保健施設に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学学則第50条第2項に規定する厚生保健施設に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 厚生保健施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 保健室
- (2) カウンセリングルーム
- (3) その他学長が必要と認める施設

(保健室の業務)

第3条 保健室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康診断、健康相談、保健指導及び救命措置に関すること
- (2) その他学生の保健に関すること

(保健室の組織)

第4条 保健室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校医
- (2) その他学長が必要と認める者

2 学校医は、学長が委嘱する。

(カウンセリングルームの業務)

第5条 カウンセリングルームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の個人的問題(心の健康問題等)に関する相談・援助
- (2) 学生の問題に関する教職員のコンサルテーション
- (3) 学生の問題に関して必要な場合における保護者との連絡・面接
- (4) 相談業務を行う上で必要な調査・研究、資料収集等
- (5) その他学生の相談に関し必要な業務

(カウンセリングルームの組織)

第6条 カウンセリングルームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) カウンセラー
- (2) その他学長が必要と認める者

2 カウンセラーは、学長が委嘱する。

(秘密保持)

第7条 保健室及びカウンセリングルーム等の厚生保健業務において知り得た事項について、

その秘密保持に努めなければならない。

(連携)

第8条 保健室及びカウンセリングルーム等の厚生保健業務を行うに当たり、必要に応じて学生委員長及び学務・学生支援グループと連携を図るものとする。

(事務)

第9条 保健室及びカウンセリングルーム等に関する事務は、学務・学生支援グループにおいて行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。